あさぎり町
農業委員会だより

くまもとグリーン農業

平成27年
12月発行

編集発行：あさぎり町農業委員会　あさぎり町免田東 1199 番地　☎ 0966-45-7225　http://www.asagiri-town.net/

麓城址

視察研修報告

in 島根県邑南町農業委員会
雲南市農業委員会

邑南町研修　スライドによる説明

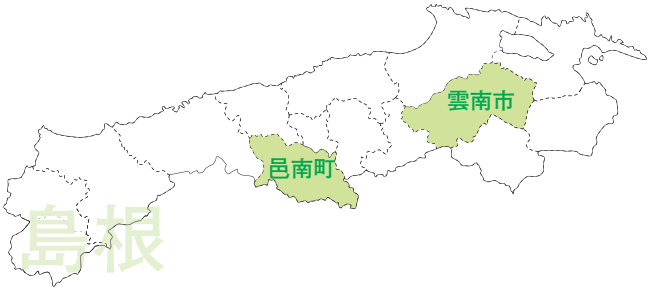

邑南町にて鶴田会長よりあいさつ

去る10月29日と30日の二日に渡り、農業委員会の視察研修として島根県の邑南（おおなん）町、雲南市へ行ってまいりました。邑南町は島根県西部、雲南市は東部に位置しており、どちらも周囲を山に囲まれていて球磨人吉に近い風景のところです。

視察の目的として、邑南町では子育て支援を充実させることを主軸に置いた定住化促進事業、雲南市では小規模面積の農地を空き家と併せて扱えるようにする取り組みを視察してきました。

まず邑南町では、役場にて担当の方から町の概要、農業委員会についての説明を受けたのち、メインとなる子育て支援事業についてを学びました。邑南町は「日本一の子育て村」をスローガンに、住宅斡旋や中学生までの医療費免除など町の各方面が協力して町外からの移住者を増やし、人口減少を抑える方向へと尽力されています。山深いところではありますが、地理的に大都市の広島市から車で1時間程度というメリットもあり、成果の方は着実に上げられているようです。

邑南町研修の様子

次に雲南市での研修では、新しくできたばかりの市庁舎にお邪魔させていただき、農業委員会会長、事務局、暮らし推進課の皆さんより、各取り組みについての説明を受けました。雲南市では宅地の傍にあるような面積の小さい農地や、小規模な経営の方が離農された後に残った農地などを「空き家付農地」として特例を設けて取り扱い、従来の制度では最低面積での農地を取得できなかった人でも住宅に付随する形で農地が得られるようにされています。ただし、この制度は市の定住化推進事業の中に組み込まれているものであり、大きな目的は市への移住定住をしやすくするためのものです。市庁舎での研修の後、実際に空き家付農地として出ているところを見学しました。

視察した邑南町、雲南市ともにアプローチの方向性は違いますが、どちらも地域社会の維持をどのようにしていくかという点では共通していたと思われます。これはどこの農村地帯でも共通の問題であると言えますし、またそれに対して農業分野からはどのような考え方を提案できるのかという地域づくりのあり方を考えさせられる研修でした。

（担い手班長　的射場洋一）

雲南市研修の様子

雲南市現地視察

雲南市定住推進員より説明

研修会報告

杉下　和治 委員

1泊2日のハードスケジュールで取り組んだ農委研修。地方創生をうたった国策は、田舎の町までは届いていないのが現状だと思う。

その中で、唯一先進的な取り組みをされている町・市を訪ねる事が出来てとても参考になった。全国的に農村地域では、高齢化、少子化等人口の減少が目立っており、問題化しつつある。私達の住むあさぎり町でも例外ではない。私の住む地域でも近年空き家が増え、保育所・小学校へ通う子供達も少なくなってきている。あと10年もしたら農地を守っていけるのか不安でたまらない。

そんな中、邑南町では、「日本一の子育て村を目指して」の看板をあげてまた、全国に向けて情報発信「シングルマザーたち集え！」を行い、町全体が一つになって若者の定住促進に力を入れている。事実、実績も上がってきている。こんな田舎町がすごいと思った。

また、雲南市では、農地つきの空き家対策に積極的に取り組んでおられた。ここは、私達の町の様に、30ａ区画された農地が広がる所ではない。山間の10～20ａの田・畑が点在する所だった。どんな経営をされているのだろうか？不安視する面もあったが「ふるさとを愛し、子々孫々の代まで守っていこう」という気はくが感じられた。定住推進員、定住企画員制度を作り、空き家対策、就業や就農支援を行い、定住後の生活サポートまでされている。都会の若者に対して、住みよい町をアピール、大都会だけが生活、生きる場所ではない。こんな田舎町でも、安心して生活していける場所があるのだと自信を持って紹介し情報を発信している。

あさぎり町でも、10年後、いや未来を見据えて一日でも早くから対策に乗り出してほしい、のりださねばと実感した研修でした。

最後に、今回快く受け入れて下さった邑南町、雲南市の皆様に心より感謝申し上げます。

田崎　洋一郎 委員

4月にあさぎり町農業委員を拝命して、今回はじめて視察研修に参加した。

昼食をとり、最初の研修地は邑南町。あさぎり町と同じく、周辺町村と合併して平成16年に誕生した新しい町だ。

さて、この邑南町では「日本一の子育て村構想」ということで、定住促進の取り組みについて研修した。あさぎり町と同じ中山間地であり、人口減少、高齢化、未婚率の上昇と、たくさんの課題を抱えている。しかし、国や県のさまざまな事業を利用し、特に子どもに対して手厚い補助をしている。行政と地域が手を取り合って、いかに町村からの転入を促進し定住してもらえる環境作りに努力している姿が勉強になった。あさぎり町でも、この取り組みを参考にして努力していく必要があると感じた。

2日目の研修地は雲南市。ここも周辺6町村が合併した人口約4万人の新しい市だ。まずは2カ月前に完成したという市庁舎、ホテルのような入口を入って研修ルームへ。この雲南市も合併当時より、約4千人も人口が減っているという。そこで、全国的に問題になっている空き家対策に目をつけ、農地取得の下限面積を1ａに設定して、農地付き空き家を提供するという施策であった。耕作放棄地の解消や、都会からの転入と定住を狙った新しい取り組みである。ただ、家庭菜園程度の農地なら希望者はあると思うが、機械を使わないと耕作できないような広い農地が付いた場合、どれほどの希望者があるのかが気になった。また、定住促進の課題として、その地域の風習や活動に馴染めず出ていく人も少なからずいるということだった。ただ住むだけでなく、近所づきあいを大切にする田舎ならではの課題だと思った。

今回、あさぎり町と同じ中山間地の邑南町と雲南市を研修して、人口減少は避けて通れない中、いかに人を呼び、若い人が出ていかないように魅力ある町づくりをしていくことが大切だと思った。また、この地域の水田の区画を見て球磨地方のように30ａ程度の区画が整備されている場所はなかったように思う。あらためて、あさぎり町の農業は恵まれていると感じた研修だった。

石山　孝史郎 委員

10月29日（木）より1泊2日で島根県へ農業委員会視察研修へ行って来ました。

1日目は、島根県中央部の山間にある邑南町での研修。農業委員会と定住促進課の話を聞いた。この町は定住対策でテレビの取材をうけるほど、マスコミに注目の町だ。実際、ここ2年ほど、人口が増えていた。キーワードは「日本一の子育て村」だ。子ども医療費や、保育料の減額や無料化など数多くの施策があった。中でも不妊治療の助成はいい制度だと思った。

2日目は、松江市と出雲市に隣接する雲南市での研修。雲南市も邑南町と同じ平成16年に合併した新しい市だった。こちらは庁舎も新しく今年8月に完成した斬新なデザインの建物だった。こちらの市も定住対策に力を入れていた。「空き家付農地」で7件の実績があった。この対策は文字通り空き家になった物件に、農地が付いているものだった。しかしながら、この農地の方が1ａと全国でも最小面積で空き家に入居した人に家庭菜園くらいの無理のない農業を楽しんでもらう目的があるようだった。

2日間の研修を終え、あさぎり町においても、人口減少や農業後継者対策など、この町の特性を生かした施策を私達、農業委員で少しでもできる事を話し合っていければと思った。

「TPP 交渉からの撤退」についての建議

米議会上院は６月 24 日、迷走を続けていた、大統領に通商交渉の権限を一任する「貿易促進権限（TPA）法案」を可決しました。これにより、環太平洋連携協定（TPP）交渉が大筋合意へと進展する可能性が出てきました。

現在、TPP 交渉に参加しているのは日本を含めて 12 ヶ国ですが、全ての国で交渉参加反対の声が大きくなっています。アメリカによる、アメリカのための TPP といわれている当のアメリカでも、労働組合や一般市民を中心に根強い反対運動が巻き起こっており、TPA 法案の迷走はそのことを裏付けています。我が日本にとっては、TPP に参加することは「国のかたちが変わる」ほど大変な問題です。

TPP 参加に反対の世論が圧倒的であった 2012 年 12 月の総選挙で、自民党は「例外なき関税撤廃を前提とする TPP 交渉に反対する」、「関税以外の５項目でも国益を守る」を公約として掲げ、大勝しました。当選した自民党議員 295 人のうち７割にも及び 205 人が選挙公約で TPP 参加に反対を表明していたことも明らかになっています。しかし、その総選挙からわずか３ヶ月後の３月 15 日、安倍首相は公約を完全に裏切り TPP 交渉参加を表明したのです。

TPP は 21 分野にも及ぶ膨大なものですが、すべてが国民に大打撃を与えるものばかりで優劣のつけようがありません。その中でも農業分野は一番身近なものであり、JA や消費者団体から抗議の声が巻き起こったのは当然です。そのために参加表明直後の４月、衆参の農林水産委員会において「重要５品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さない」等の決議を行いました。しかし、その後の TPP の日米交渉では、「国益を守る」どころか、アメリカの圧力に屈して、牛肉・豚肉・酪農・米などで次々と譲歩をつみかさねています。安倍政権になっての２年間で米価は３割もの大暴落となっています。その上に、アメリカ産米 20 万トンもの受け入れを要求しているのです。アメリカの思惑通りに交渉は進んでいるのに、政府は国民にほとんど情報を伝えていません。全てが秘密というのが TPP 交渉の正体であり、当然かもしれませんが。

今や、公約違反・国会決議違反は明らかであり、交渉から早急に撤退すべきです。

農業委員会は、農業・農村・農業者の代表者として、食糧自給率向上のため、優良農地の確保と効率利用を進め、意欲ある担い手を育成確保し、活力ある農業と農村社会を目指して活動しています。このことからしても、現在の緊迫した TPP の進展を看過することはできません。私たちは、６月 25 日開催した第４回あさぎり町農業委員会総会での全員協議会で「TPP 交渉からの撤退」を建議することとしました。

あさぎり町は、４年前より「TPP 参加に反対」の懸垂幕を庁舎正面に掲げ意志を鮮明にしていることは私たち町民が誇りとしているところです。町におかれましては、「TPP 交渉からの撤退」について国及び県に対し要望・要請いただきますよう、「農業委員会等に関する法律第６条第３項」の規定に基づき建議いたします。

平成 27 年７月７日

あさぎり町長　　愛甲　一典　様

あさぎり町農業委員会
会長　鶴田　和典

農産物重要５項目の合意内容

ＴＰＰの大筋合意で影響を受ける農林水産物。なかでも特に影響が大きいのが、コメ、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖の原料の５項目です。このため、衆議院と参議院の農林水産委員会は、日本の交渉参加を前にした 2013 年４月、政府に対して農林水産物への配慮を求める決議を行いました。交渉の結果、農産物の重要５項目では、586 品目のうち 70%に当たる 412 品目は、関税撤廃の例外となりました。

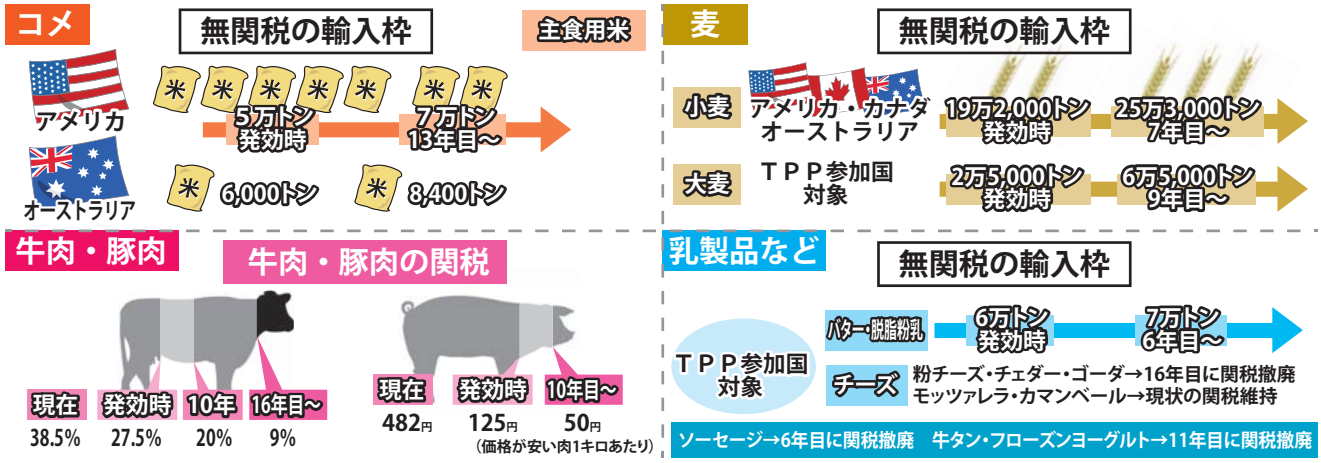

農委・農地制度が変わります！

①農業委員会の役割が「農地等の利用の最適化の推進」として強化されます＝義務業務になります

1　担い手への農地利用の集積の推進
2　耕作放棄地の発生防止・解消の推進
3　新規就農、企業等の農業参入の支援

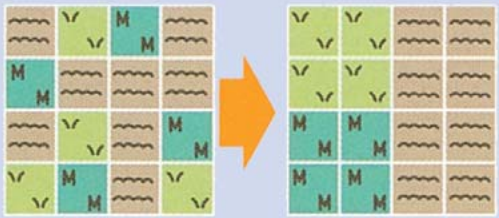

②農地利用最適化推進委員が設置されます

1　農業委員会は農業委員とともに地域で活動する推進委員を委嘱します（ただし、すでに農用地利用の効率化等が相当程度進んでいるなど政令で定める基準に該当する場合は除きます）
2　推進委員は農業委員会の総会、部会に出席し意見をのべることができます

③農業委員の選出方法が変わります

1　公選制から地域推薦・公募になり、市町村長が議会の同意を得て任命することになります
2　農業委員の過半数は認定農業者であることが求められます
3　性別や年齢がかたよらないよう女性や青年の登用促進が行われます

④「農地等の利用の最適化の推進」に関する意見提出が責務になります

今回の改正法により、農業委員会、県農業会議、全国農業会議所は「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策の改善について具体的な意見を**「提出しなければならない」**となりました（農委法第38条、農委法第53条）

⑤農業委員会活動の「見える化」をさらに進めます

現在、農業委員会の活動状況は、全国農業会議所のホームページに「活動整理カード」として公表されていますが、今回の法改正により、農地等の利用の最適化の推進など農業委員会活動をインターネットなどで公表することが『義務』づけされます（農委法第37条）

⑥農業委員会ネットワーク機構の整備

1　農業委員会相互の連絡調整、農委の取組に関する情報の公表、農委の委員、最適化推進委員、職員に対する講習、研修等の支援
2　農地に関する情報の収集
3　農業経営者、新規就農、新規参入者への支援
4　農業経営の法人化等の経営支援
5　認定農業者等の農業の担い手の組織化と組織運営の支援
6　農業一般に関する調査と情報提供

⑦農地制度も改正されます

1　農業生産法人から農地所有適格法人へ
2　農地転用制度が変更されます

農者紹介

⑤今現在の取り組みなど
⑥これからの目標・展望
⑦今の思いや農業に対する気持ちなど

樅木　聖也さん

あさぎり町上北（神殿原）

①平成 26 年～
②本人、祖父、祖母
③牛繁殖　15 頭
　米 220a
④ 460a
⑤牛養い　米
⑥牛を増頭して、うまくまわせるように！
⑦一生懸命頑張ります。彼女募集中。

皆越　孝幸さん

あさぎり町上東（石坂）

①平成 26 年３月
②本人、両親、妹２人の５人家族
③葉たばこ　水稲　飼料稲
④葉たばこ 220a　水稲 400a　飼料稲 230a
⑤よりよい品質の作物の栽培に努めています。
⑥早く仕事を覚え作物の品質向上を目標に頑張ります。

山﨑　恵太さん

あさぎり町岡原南（岡麓）

①平成 26 年 12 月
②本人、妻、長男、次男、三男
③薬草 10a　きゅうり 10a　WCS90a
　山田錦（酒米）25a　自家米 20a
④ 150a
⑤きゅうりの収穫中　薬草の準備中
　スナップえんどうの準備中
⑥薬草を主とし、作付け面積の拡大、
　技術の向上を目指します。

新規就農

①就農した年月
②家族構成
③作っている作物
④経営面積

福元　大輔さん

あさぎり町岡原北（竹野）

①平成 27 年 1 月～
②本人、父、母
③トルコギキョウ、ストック
④トルコギキョウ 30a　ストック 5a
⑤勉強中
⑥品質向上
⑦今までのやり方に新しいやり方を取り入れ、少ない面積での収益アップを目指したい。

石川　祐介さん

あさぎり町免田東（久鹿）

①平成 25 年 4 月～
②本人、父、母
③たばこ、米、WCS、野菜（ブロッコリー・いんげん）、麦
④たばこ 215a　米 70a　WCS440a　野菜 45a　麦 110a
⑤就農するにあたり親が経営していた作物以外を主として取り組むことで、単なる後継者ではなく農業経営者としての自覚と責任を意識しています。
⑥生産性や合理化にて規模拡大といきたいところですが、今はまだその前の段階として、手間の掛かる仕事やきつい作業を愚直にやる。そしてその中から収益につながる何かを見出していけたらと思っていますので、あまり大きな目標はまだありません。
⑦サラリーマン感覚とのギャップに未だ葛藤しながら農業という仕事に対するやりがいや喜びを模索中です。

農業に従事する方なら広くご加入いただけます

しっかり積み立て
がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金

60歳未満
国民年金第1号被保険者
年間60日以上農業従事

この３つの要件を満たせば
どなたでも加入できます！

国が支える。安心が大きくなる
担い手 積立年金
「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

少子高齢時代に強い年金です。

・自分で積立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。
・加入者・受給者数に左右されない、安定した制度です。

終身年金で80歳までの保証付きです。

・年金は生涯受給できます。
・もし、加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取るはずだった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が死亡一時金として支給されます。

公的年金ならではの税制上のメリットがあります。

・支払った保険料は、全額（最高80万4千円）が社会保険料控除の対象となり、所得税などの節税につながります。
・将来受け取る農業者年金には公的年金控除が適用されます。

通常加入なら、保険料の額は自由に選べます。

・月額２万円から６万７千円まで千円単位で選択できます。
・加入途中での掛金の見直しはいつでも可能です。

政策支援加入（要件あり）なら、保険料の国庫補助があります。

・一定の要件（青色申告、認定農業者、家族経営協定を結んだ配偶者や後継者など）を満たした意欲ある担い手は保険料の２割、３割、５割の補助が受けられます。
・補助を受ける場合の保険料は月額２万円に固定されます。

☆農業者年金に加入した時には、国民年金付加保険料（月額400円）の納付も必要です。
☆保険料の納付は、ＪＡが便利です。

独立行政法人 農業者年金基金
http://www.nounen.go.jp
農業者年金 検索

農業者年金のQ&A

Q 税制上の優遇はあるの？

公的年金ですので支払った保険料は、全額が社会保険料控除となり、所得税等の節税につながります。

また、将来受け取る年金は、公的年金等の控除の対象となり、65歳以上の人であれば合計額が120万円までは全額非課税となります。

Q 途中脱退はできるの？

脱退もできます。ただし、脱退一時金ではなく、それまで支払った保険料と運用益は、加入期間にかかわらず、将来、年金として受け取ることになります。

Q 国民年金の付加年金加入って、何？

農業者年金に加入する人は、国民年金の付加年金の加入義務があります。この付加保険料の月額 400 円を国民年金保険料に上乗せして納付すると、国民年金を受け取る時に毎年「200 円 × 納付月数」が上乗せされます。たとえば、付加保険料を 20 年間（240 か月）納付した場合には

☆支払う保険料の総額　月額 400 円 × 240 か月＝96,000 円（20 年間の納付額）
☆受け取る付加年金　200 円 × 240 か月＝48,000 円（１年間の受給額）

なんと！２年間で 20 年間の納付額分を受け取れて、その後も年金を受け取る間はずっと付加年金がもらえるのです。

農業者年金受給者からの声

城本　勝行さん（77 歳）

◆住　　所　あさぎり町岡原（開墾）
◆経営形態　たばこ　水稲
◆農業者年金に加入した年月
昭和 46 年 1 月

◆農業者年金に加入してよかったと思うこと
・老後の趣味でも、色んな所に出かける経費も、農業者年金で賄える。

◆農業者年金未加入の方へのお勧めの言葉
・老後の生活安定のため、ぜひ必要。自分が受給してみて一番良くわかります。

永井　梓さん（71 歳）

◆住　　所　あさぎり町免田（久鹿）
◆経営形態　たばこ　水稲
◆農業者年金に加入した年月
昭和 53 年 12 月

◆農業者年金に加入してよかったと思うこと
・年金受給が65歳と言う事で 1 つの農業に対しての区切りとしてリフレッシュ出来た事
・経営移譲した事によって後継者の自立心が出来た事
・終身年金である事

◆農業者年金未加入の方へのお勧めの言葉
・我々の時代の年金のやり方ではなく、現在は積立て方式である事で安心して年金加入が出来る。
・掛金は農業経費として計上出来る事で経営の安定にもつながると思う。

よろしくお願いします！

農業共済組合からの選任委員であった桑原毅紀さん（覚井）が退任され、7月1日付で三宅武二さん（西別府）が新任で着任されました。

遊休農地対策

あさぎり町では、平成27年3月現在で、約38haほどの農地が遊休化しています。

農地は一度荒れてしまいますと、再度耕作するには多大な労力が必要となり、更には復旧できない状況に悪化することもあります。

農業委員会では毎年現地調査や農地パトロールを行って、遊休化している農地の解消をお願いしているところです。荒れた農地は景観が悪くなるだけでなく、害虫や作物への病気、害獣の温床にもなりますので、草刈等含め適正管理をよろしくお願いいたします。

農地の相談等は担当委員がお受けします！

地　区	担当委員名	担 当 地 区 名
上	豊　永　安　茂	神殿原、平和、永山、狩所、皆越
	上　野　勇一郎	清水、柳別府
	重　信　洋　一	麓、秋時
	溝　口　秀　人	下永里、堀角、石坂
	三　宅　武　二	榎田
	石　山　孝史郎	永里、上永里
	中　村　陽　子	井上
	橋　口　丈　一	西別府
	鶴　田　和　典	塚脇、今井
免田	的射場　洋　一	永才、下乙
	林　田　樫　臣	久鹿、吉井の一部（国道から以北）
	廣　瀬　孝　喜	黒田
	松　本　廣　幸	築地、吉井の一部（国道から以南）
	吉　田　利　明	八幡町、大正町、本町、二子
岡原	杉　下　和　治	別府、竹野の一部
	上　田　辰　己	斉堂、開墾、永岡の一部
	宮　原　久　子	熊野
	平　田　作　實	宮麓
	井　上　正　次	福留、岡麓、永岡の一部
	福　永　高　嗣	桧山、竹野の一部
須恵	恒　松　純　生	寺池
	田　崎　洋一郎	覚井、屯所の一部
	平　川　　勇	阿蘇、屯所の一部
深田	多　田　喜一郎	下里、内山、新（鷺巣）、植の里
	西　　秀　人	庄屋、仁王
	濱　田　定　武	古草城、明甘、新（新深田）

地区毎に上から議席番号順で掲載しています。

農地法の手続き、あれこれ？？

農地転用の手続きについて

許可がおりるまで、第３条は申請してからおおむね１ヶ月、第４・５条は申請してからおおむね２ヶ月かかります。

転用許可書が交付される前に農地以外にかえることはできません。必ず許可が出てからでないと元に戻していただくことになります。転用等の場合は、まず農業委員会へご相談ください。

農地のままで売買・貸借等の権利移動

＊耕作しなくなった農地の売買
＊新規就農のために農地を借りたい
＊農地の贈与をしたい（農業者以外の人に贈与はできません）　など

農地法第３条の申請が必要です。
農地法第３条の申請要件としてあさぎり町では取得後の（経営等）面積が 50a 以上となることが必要です。

農地以外の用途に変更(転用)するための売買･賃借等の権利移動

＊太陽光パネルの設置のための売買
＊住宅等建設用地への売買・贈与　など

農地法第５条の申請が必要です。

権利移動を伴わない農地以外の用途に変更(転用)

＊住宅・倉庫・植林用地のための転用

農地法第４条の申請が必要です。

非農地通知書

農用地区域外の復旧不可能と判断された農地について発行されます。通知書が送付された農地については農業委員会の許可を受けずに転用できますので手続きをしてください。農用地区域内の遊休農地については非農地適用外のため、農地として適正に管理をしてください。（荒れているからといって、非農地証明を受け取ることはできません）

◆　転用申請する前にお読みください　◆

◆農地の転用で、農用地区域内の農地については原則として認められません！転用を検討する場合には、除外手続きを行ってから申請をしてください。

農用地区域内からの除外申請は、
農林振興課（45-7218）が窓口ですのでご相談ください。

◆許可を受けないで転用した時には、工事の中止または原状回復その他違反行為の是正のために必要な措置を命ずることができるほか、**３年以下の懲役または 300 万円以下の罰金（法人は１億円以下）**が適用されることがあります。

◆自己所有の農地を **2a 未満**の農業用施設（堆肥舎、水路）等に転用する場合は、**許可は不要**ですが、**『許可不要転用届』の事前提出は必要**です。

◆農地の転用については、現地確認を行います。農地として認められない農地（すでに農地として利用されていない等）の転用については許可ができない場合があります。また、農用地区域外であっても農地以外への転用許可ができない場合もありますので事前に農業委員会へご相談ください。

あさぎり町賃借料情報

農地法の改正により、標準小作料制度が廃止となりました。
標準小作料に変わるものとして、あさぎり町農地賃借料情報を提供します。
あさぎり町における平成26年1月から12月までに締結（公告）された賃借契約における賃借料水準（10aあたり）をまとめたものです。今後の賃借料を決めるときの参考にしてください。

☆賃借料情報（田）

単位：10aあたり

区域	平均値	最高	最低	データ数
上	22,500円	30,000円	8,600円	79
免田	21,600円	35,000円	7,000円	162
岡原	21,000円	29,500円	6,500円	59
須恵	20,200円	28,000円	10,000円	44
深田	21,300円	27,000円	10,000円	30
（参考）あさぎり町	21,500円	35,000円	6,500円	374

☆賃借料情報（畑）

区域	平均値	最高	最低	データ数
あさぎり町全域	8,100円	10,000円	3,000円	56

※データ数は、集計に用いた物納以外の契約筆数です。

この金額は、あくまでも参考ですので、実際の賃借料は農地の状況にあわせて『貸し手』と『借り手』の両者でよく話し合って決めてください。

◆田畑の賃借は、農業委員会に届け出が必要です。

農業経営に必要な情報をわかりやすく伝えます。購読してみませんか？

全国農業新聞

◆全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する“農家のための情報誌”です。
◆「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。
◆また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。
◆さらに、全国47都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。ときには、あさぎり町の記事が掲載されることも！

◆毎週金曜日発行（郵送で配達されます）　◆購読料　月700円（送料、税込み）

編集後記

一雨ごとに寒くなる11月。今年は一雨ごとに暖かくなり、10月に快晴が続きすぎたせいか出穂が遅れた飼料稲がまだ残る。農業は天気に常に左右される。

農業委員会等に関する法律の一部が、先日国会で可決された。公選制の廃止、そして市町村長の任命制へと変わり定数も削減される。あさぎり町内にある全耕地面積、3,215haあまりを現在26名の委員で運営しているが、改正後の定数上限は19名となる。単純に一人あたりで面積を割ると約169ha正規田で563枚。実際には筆数でいくと1000枚いや、その何倍にもなるのではないか。農業者人口の減少に伴い定数削減はやむをえないのかもしれないが、田畑の面積はそれほど急には減ってはいかない。農地を守るのが、農業委員会の役目なのだから。

先日町内ではなかったが、ある役員会で興味深い話を耳にした。農業者の話の中で「鳥獣害がひどい、これから先守っていける見込みのない生産性の低い農地をこれから先も、やはり守っていく必要があるのか」という話になった時、誰一人その答えを言える者はいなかったのだと。

農業は天気のみならず時代にも左右される。せめて、机上の空論には左右されたくないものだ。（Y・N）